

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				31	12	17	4	20	15	14	1	0	2	10
和歌山県	和歌山市	学校教育課	073-435-1139	○	○		○	○						http://www.city.wakayama.wakayama.jp/
和歌山県	海南市	教育委員会総務課	073-492-3347		○		○	○						
和歌山県	橋本市	橋本市教育委員会 学校教育課	0736-33-6115	○		○	○	○			○			
和歌山県	有田市	教育総務課 総務係	0737-83-1111(内線294)	○	○									http://www.city.arida.lg.jp/kyoiku/untitled.html
和歌山県	御坊市	御坊市教育委員会 教育総務課	0738-23-5525	○	○		○	○						http://www.city.gobo.wakayama.jp/lifeevent/nyugaku/sien/138302674717.html
和歌山県	田辺市	教育委員会学校教育課	0739-26-9942	○	○	○		○	○					http://www.city.tanabe.lg.jp/gakkou/enjohi_sikyu.html
和歌山県	新宮市	新宮市教育委員会 学校教育課	0735-23-3364		○		○		○					
和歌山県	紀の川市	学校教育課	0736-77-0846		○		○	○	○				○	
和歌山県	岩出市	教育部 教育総務課	0736-62-2141		○		○	○						
和歌山県	紀美野町	教育委員会 総務学事課	073-489-5910				○	○						
和歌山県	かつらぎ町	教育委員会総務課	0736-22-0303						○					
和歌山県	九度山町	教育委員会	0736-54-2019内204	○			○							http://www.town.kudoyama.wakayama.jp/dd.aspx?
和歌山県	高野町	学校教育係	0736-56-3050				○	○	○					
和歌山県	湯浅町	教育委員会	0737-63-1111	○					○					
和歌山県	広川町	教育委員会	0737-23-7795		○		○	○						
和歌山県	有田川町	こども教育課	0737-52-2111		○	○			○				○	
和歌山県	美浜町	教育課	0738(23)4955		○									
和歌山県	日高町	教育課	0738-63-2038	○	○									http://www.town.hidaka.wakayama.jp/
和歌山県	由良町	教育委員会	0738-65-1800		○									
和歌山県	印南町	教育課	0738-42-1700	○					○					http://www.town.wakayama-inami.lg.jp/kyoiku/syugakuenijyo.html
和歌山県	みなべ町	教育学習課	0739-74-2191	○			○	○						http://www.town.minabe.lg.jp/
和歌山県	日高川町	教育委員会	3738-22-8816		○		○		○					

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL		
和歌山県	白浜町	教育委員会	0739-43-5830			○	○	○							
和歌山県	上富田町	教育委員会	0739-47-5930		○		○	○	○						
和歌山県	すさみ町	教育委員会事務局	0739-55-2146				○	○							
和歌山県	那智勝浦町	学校教育課	0735-52-4686	○						○					http://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp
和歌山県	太地町	教育委員会	0735-59-2335		○		○	○							
和歌山県	古座川町	教育委員会	0735-72-3344	○			○								http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/kurashi/sub005.html
和歌山県	北山村	教育委員会	0735-49-2331							○					
和歌山県	串本町	教育委員会 教育課	0735-72-0017				○			○					
和歌山県	御坊市日高川中学校組合	教育委員会	0738-22-8816		○		○			○					

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について														ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率								
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ			ツ	テ	倍率	基準規模	目安額			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの			市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの				その他		
課税所得等の分類	基準額の時期	目安額																										
和歌山県	白浜町																				1	給与収入(税引き前)	前々年度	244		10%未滿		
和歌山県	上富田町		○																	○		1.2	給与収入(税引き前)	前年度		世帯構成員のうち、所得があるものの全員の合計所得額+各種手当金・養育費・親族からの援助費等を加算	10%未滿	
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○									○						1.2	給与収入(税引き前)	前年度	291		10%未滿	
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	○	○		○	○																	15%未滿	
和歌山県	太地町	○	○		○		○			○				○													15%未滿	
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													20%未滿	
和歌山県	北山村																										15%未滿	
和歌山県	串本町	○	○	○	○	○	○			○	○									○							その他学校長または民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	15%未滿
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○	○																	○							20%未滿	

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																								
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-1 係数を見直したか					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「S SW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他				
①都道府県	②市町村名																									
	該当団体数	1	1	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
和歌山県	和歌山市																									
和歌山県	海南市																									
和歌山県	橋本市																									
和歌山県	有田市																									
和歌山県	御坊市																									
和歌山県	田辺市																									
和歌山県	新宮市																									
和歌山県	紀の川市																									
和歌山県	岩出市																									
和歌山県	紀美野町																									
和歌山県	かつらぎ町																									
和歌山県	九度山町																									
和歌山県	高野町																									
和歌山県	湯浅町									○																
和歌山県	広川町																									
和歌山県	有田川町																									
和歌山県	美浜町																									
和歌山県	日高町																									
和歌山県	由良町																									
和歌山県	印南町																									
和歌山県	みなべ町			○																						
和歌山県	日高川町																									

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等			
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援		ケ. その他		
	該当団体数	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山県	和歌山市			○																					
和歌山県	海南市																								
和歌山県	橋本市																								
和歌山県	有田市																								
和歌山県	御坊市																								
和歌山県	田辺市					○																			平成25年度までの認定基準であれば、生活保護基準が変わると自動的に条件が変わってしまふので、平成26年度までの認定基準を要しないよう、平成26年度からは自分の関、平成26年度は児童扶養手当の認定基準を要しないこととした。
和歌山県	新宮市																								
和歌山県	紀の川市																								
和歌山県	岩出市																								
和歌山県	紀美野町																								
和歌山県	かつらぎ町																								
和歌山県	九度山町																								
和歌山県	高野町																								
和歌山県	湯浅町																								
和歌山県	広川町																								
和歌山県	有田川町																								
和歌山県	美浜町																								
和歌山県	日高町																								
和歌山県	由良町																								
和歌山県	印南町																								
和歌山県	みなべ町																								
和歌山県	日高川町																								

